

令和7年6月19日

保護者様

大津市立日吉中学校
校長 平松 靖之

気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の措置のお知らせ

大津市教育委員会が策定する「市立学校園における気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準（令和6年7月改訂版）」に基づき、本校での運用を下記の通り策定しましたのでお知らせします。**臨時休業**を行う場合、原則学校からの連絡はありません。

なお、**校長の判断の措置**で行う場合は、tetoru 配信、本校ホームページでお知らせします。

I 気象（暴風を含む警報、特別警報）

1 **当日の午前7時**の時点で、**県内に暴風を含む警報が発表されている場合**、その日は**臨時休業**とします。

1の2 **当日の午前7時**の時点で、**大津市南部に特別警報が発表されている場合**、その日は**臨時休業**とします。

1の3 当日の午前7時以降で学校へ登校中又は登校後に確実に暴風を含む警報又は大津市南部に特別警報の発表が見込めるときは、その日は**校長の判断で臨時休業**とする場合があります。

2 当日の午前7時を基準とする前後の時間帯に、気象警報が発表されていない状態で、以下のいずれかの状況が発生している場合は、地域の実情に合わせて**校長が判断し、必要に応じ臨時休業又は始業時刻の繰り下げの措置**を行う場合があります。

- 大雨警報、洪水警報、大雪警報のいずれかが発表されている。
- 土砂災害警戒情報が発表されている。
- 避難情報が発表され、本校に避難所が開設されている（複数の発表等を含む）。
- 本校の生徒の登校に影響する範囲の公共交通機関（JR西日本、京阪電車等）が運転を見合わせている。
- その他、雷、大雨や大雪等の影響により、生徒の安全確保が難しい場合。

II 地震

1 **前日の生徒の下校完了時刻から当日の午前7時までの間**（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）の地震の発生により、**大津市において震度5弱以上**を観測した場合は、その日は**臨時休業**とします。
ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて**校長が判断し**、平常どおりの保育・授業を行う場合があります。

Ⅲ 武力攻撃事態等

- 1 **前日の生徒の下校完了時刻から当日の午前7時までの間**（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）に、大津市国民保護計画による**武力攻撃事態等による警報**の伝達が、大津市から市民に対してあった場合は、その日は**臨時休業**とします。

ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて校長が判断し、平常どおりの保育・授業を行う場合があります。

Ⅳ 登園・登校中における非常変災・危機等発生時

- 1 生徒の**登校中**に、上記Ⅰ-2、Ⅱ-1、Ⅲ-1のいずれかの事態が生じた場合は、**自宅や避難場所等に避難**することとします。
- 2 生徒の**登校後**に、上記Ⅰ-1に定める警報が発表された場合又はⅠ-2、Ⅱ-1、Ⅲ-1のいずれかの事態が生じた場合は、**屋内避難、終業時間の繰り上げ等**状況により対応します。
- 3 生徒の**下校中**に、上記Ⅰ-1に定める警報が発表された場合又はⅠ-2、Ⅱ-1、Ⅲ-1のいずれかの事態が生じた場合は、**自宅や避難場所等に避難**することとします。

Ⅴ 熱中症

- 1 「**暑さ指数**」が**31度以上**の場合は、空調設備のある場所で活動します。
 - 2 滋賀県に「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が発表された場合、その翌日は臨時休業となります。また、翌日の中学校での部活動も停止します。（土日祝日、夏季休業中）
 - 3 空調設備がない場所において、「**暑さ指数**」が**28度以上31度未満**の場合は、健康観察やこまめな水分補給を行い、激しい運動や体温が上昇しやすい活動は避けるようにします。
 - 4 大津市中学校総合体育大会における熱中症予防については、大会基準によるものとなります。また、県以上の大会における熱中症対策については、それぞれの大会基準によるものとなります。
- ※ 「暑さ指数」については、環境省が発表する予測値や測定値を参考にしながら、校内にある暑さ指数計による実測値で判断するものとします。

Ⅵ その他

- 1 土日や休日、祝日の部活動や体験入学等についても、同様の対応をします。
- 2 雷（予報を含む）やゲリラ豪雨等、登下校の危険が予見される場合、登下校時刻を変更する場合があります。
- 3 ご家庭において、非常の場合の対応（近くの非常場所や自宅に入れなかった場合等）について確認をお願いします。